

マンションにおける町内自治会結成
及び加入に関する説明会

日時：平成25年12月21日（土）10：00～
場所：千葉中央コミュニティセンター8階会議室
（千鳥・海鷗）

中央区役所地域振興課
地域づくり支援室・くらし安心室
中央区中央3-10-8
電話：221-2105
FAX：221-2179

1 町内自治会とマンション管理組合

町内自治会は、地域住民で構成された任意の組織で、防犯・防災、環境美化、親睦活動などを通じて、地域のコミュニティづくりに取り組んでおり、任意加入を原則としています。一方、マンション管理組合は、区分所有法に規定された組織で、建物・敷地等の管理、共同生活の秩序維持を目的としており、管理組合の構成員は区分所有者に限定されています。また、区分所有者は、管理組合の加入を拒否することができません。

2 中央区の町内自治会の現状

区内には約 230 の町内自治会があり、それぞれの地域で様々な地域活動を行っています。近年、少子高齢化、核家族化の進行、ライフスタイルの変化などにより、町内自治会の加入世帯数は減少気味にあり、担い手不足、役員の固定化などの課題を抱えています。基礎的な自治組織として、その存在意義は高く、むしろ地域の諸課題を解決するうえでその役割はますます重要となっています。

【参考】 中央区の人口・世帯数と自治会加入率、高齢化率の推移

(各年度末現在)

区 分	H22	H23	H24	H27	H30	H33
人口(人)	192,130	192,898	193,919	211,000	217,000	221,000
世帯数(世帯)	91,630	92,386	93,558	101,000	106,000	110,000
加入世帯数(世帯)	65,185	65,114	65,144	-	-	-
自治会加入率(%)	71.1	70.5	69.6	-	-	-
自治会数	227	228	227			
高齢化率(%)	19.8	20.2	21.1	23.4	23.9	24.1

3 町内自治会結成・加入のメリット

(1) 地縁関係に支えられたネットワーク

ア 急激な少子高齢化の中、地域は、防災・防犯、高齢化対策、環境保全、まちづくりなど様々な課題を抱えています。こうした課題を個人や家庭だけで解決するのは困難であり、地域住民が連携して課題解決にあたることが重要です。

イ 先の東日本大震災でも行政機能が混乱する中、町内自治会等を中心とした地域住民が連携して安否確認や炊き出し、給水活動の支援、ひとり暮らし高齢者への食料の配付などに率先してあたったことは記憶に新しいところです。

町内自治会の持つ地縁関係に支えられた強力なネットワークは、地域課題解決の重要なカギとなります。

(2) 町内自治会は地域と行政をつなぐパイプ役

区では、行政事務委託として、町内自治会に様々な市政情報を会員の皆様に周知していただいています。町内自治会を結成または加入することで、こうした行政情報をスムーズにご提供できると共に、地域が抱える課題を町内自治会等媒介として区に提供していただくことで、地域と行政が課題を共有することが可能となり、より良いまちづくりに繋がります。

4 町内自治会の主な活動

(1) 安全・安心な地域づくり

犯罪や事故のない安全・安心に暮らせる地域づくりに向け、様々な取り組みを行っています。

- ア 防犯パトロール隊による見廻り
- イ 防犯街灯の設置・管理
- ウ 交通安全運動

(2) 自主防災や互助活動

自主防災組織を結成して防災訓練を実施したり、子どもやお年寄りなどを見守り、支えあう活動を行っています。

- ア 自主防災活動
- イ 高齢者の見守りや生活支援
- ウ 子どもたちの登下校の見守り など

(3) きれいで暮らしやすいまちづくり

清掃協力や環境美化活動を通じて快適で暮らしやすい街づくりを進めています。

- ア ごみステーションの管理、リサイクル活動の推進
- イ 花植えなどの緑化活動
- ウ 公園、道路の清掃協力

(4) 地域住民の交流

各種行事の開催を通じて地域住民同士のふれあいと交流の機会を創出します。

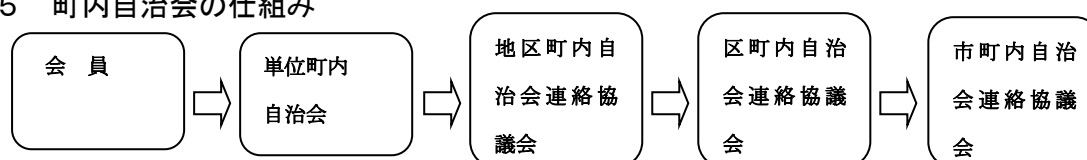
- ア 夏祭りや運動会の開催 など

(5) 身近な情報の共有

会員の皆さんに身近な情報、必要な情報をいち早くお知らせします。

- ア 行政や町内自治会などからのお知らせを会員の皆さんに配布・回覧します。
- イ 平成25年度から町内自治会向けにメールマガジンによる情報発信も開始しました。

5 町内自治会の仕組み



- (1) **単位町内自治会** 地域団体の核となる組織で、地区町内自治会連絡協議会に加入します。
- (2) **地区町内自治会連絡協議会** 中学校区を基本に複数の単位町内自治会で構成される組織で、地区の要望を取りまとめるなどの役割を果たします。
市連協からの交付金及び単位町内自治会からの負担金等により運営されています。
- (3) **区町内自治会連絡協議会** 区内の地区町内自治会連絡協議会の連合体です。各区の特色を生かした地域活動ができるように設立されました。市連協からの交付金及び地区連協からの負担金等により運営されています。
- (4) **市町内自治会連絡協議会** すべての町内自治会を包括する組織で、行政と地域の最大のパイプ役として市の諸課題について行政と協議します。市からの補助金により運営されています。

6 町内自治会等に対する支援（補助・助成等）

（1）行政事務委託料（市民自治推進課 043-245-5138）

町内自治会に対し、市政情報等の回覧協力をお願いすることから、行政事務委託料を次のとおり交付いたします。

金 額	算定基礎となる世帯	支 払 期	
		区分	月 別
一世帯につき 年額 4 0 0 円	当該町内自治会等の加入世帯数 算出基準日（4月1日、10月1日）	上期	4月分から9月分
		下期	10月分から翌年3月分

※「200円×加入世帯数」で算出した金額を、半期ごとに町内自治会等の口座へ入金します。

（2）防犯街灯補助金（区地域振興課 くらし安心室 043-221-2169）

夜間の防犯及び歩行者の安全な通行を図るため、防犯街灯を設置または維持管理する町内自治会等に対して、補助金を交付しています。

（3）自主防災組織育成事業（区地域振興課 くらし安心室 043-221-2169）

地震その他の災害による被害の防止及び軽減を図るため、自主防災組織を結成していただき、その活動の補助を行います。

- ・組織結成への助成【資機材の供与】（補助上限額：世帯数に応じて5～10万円）
- ・訓練等への助成 参加人数1人につき80円（年度1回助成）
- ・防災資機材購入・賃借の助成（補助限度額 10万円＋世帯数×400円）

（4）集団回収奨励補助金（収集業務課 家庭系廃棄物係 043-245-5246）

各家庭の協力により、古紙・布類を日時を決めて一定の場所へ集め、資源回収業者へ引き渡していただきます。

- ・1kgにつき2円、実施月に応じて月500円

（5）中央区地域活性化支援事業補助金

町内自治会や市民活動団体等が行う地域の生活課題の解決や、まちづくりに向けた主体的な取り組みに対して補助を行います。

- ・補助上限額 20万円（書類審査、公開プレゼンテーションあり）

※平成25年度分の募集は終了しました。

7 マンション管理組合を町内自治会と同様に取り扱うことについて

市では、これまでマンション管理組合と町内自治会は、目的、構成を別にすることから、マンション管理組合とは別に町内自治会を設立することを推奨してきましたが、

平成25年度から一定の要件を満たすマンション管理組合については、町内自治会と同様に扱うこととしました。

(1) 成立要件

ア 地域活動を行うことについて、管理組合の議決が得られており、管理規約に明記されていること

①組合員の3/4以上の同意を得て、地域活動を行うことを管理規約に盛り込むことが必要です。

※参考：国土交通省マンション標準管理規約

第32条 管理組合は、次の各号に掲げる業務を行う。

十五 地域コミュニティにも配慮した居住者間のコミュニティ形成。

イ 会員の任意性を担保すること（強制加入をさせないこと）

区に提出する会員名簿には、加入を望まない者を含めないなど会員の任意性を担保する必要があります。※詳細な手続きは個別にお問い合わせください。

※地域活動に取り組む会員の人数（名簿登載人数）は問いません。

※行政事務委託料は、名簿登載世帯数分のみ交付されます。

(2) 提出書類（千葉市ホームページ『市民自治推進課のページ』から様式をダウンロードできます。）

①管理組合自治会活動開始届

②役員名簿

③世帯名簿

④管理組合同規約

⑤預金口座届

⑥区域図

⑦成立要件が確認できる書類

※議事録の提出ができない場合、管理組合として地域活動を行うことに対して組合員の3/4以上の同意が得られていることが確認できる書類の提出が必要。

URL <http://www.city.chiba.jp/shimin/shimin/jichi/kanrikumiai.html>

◎参考資料 町内自治会の活動事例

～平成24年度「みんなで創る中央区づくり」利用事例から～

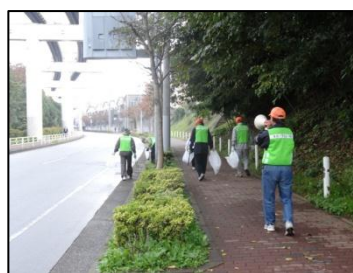
【防犯】 椿森 1 丁目西部防犯パトロール隊

「ご近所防犯地区の指定」

椿森 1 丁目西部防犯パトロール隊は、防犯ステッカーを作成して、各家庭に配布しています。町内を回ると黄色いステッカーが、たくさん貼られていることに気づきます。

『不審者は地域で110番通報します』というメッセージで地域ぐるみで防犯に取り組んでいることを警告しています。

夜間パトロールだけでなく、早朝パトロールも実施しています。自転車の危険走行に対して注意を促したり、道路のごみ拾いを行い、地域の美化を図っています。また、同時にごみステーションの管理も行っています。



【防犯】 椿森 3 丁目防犯パトロール隊

「ご近所防犯地区の指定」

椿森 3 丁目防犯パトロール隊は、東京都で使われている歌舞伎の目をデザインした防犯プレートとステッカーを作成しました。これから地域の希望者に配布していく予定です。この日は年末の夜間パトロールの説明会で、それに合わせて中央警察の防犯講話を受講しました。「安心・安全のまち」をめざし、ひったくり、振り込め詐欺など頻出している犯罪についての知識を深めました。



【防災】千葉市西千葉（第5）地区町内自治会連絡協議会

「中央区西千葉地区の防災情報システムづくり」

千葉市西千葉（第5）地区町内自治会連絡協議会は、11月18日登戸五丁目緑地公園で、防火防災訓練を実施しました。70名ほどが参加して行われた訓練の中で、トランシーバーを使った交信テストが行われました。地区内での町内会館など離れた場所との交信は音もクリアで、携帯電話が使用できない状況でも通話が可能であることが実証されました。

当日は、消防署から消火器、AEDの使用法の指導があり、また炊き出しも行われました。



【見守り】千葉市社会福祉協議会 川戸地区部会

「地域の見守り体制づくり」

千葉市社会福祉協議会 川戸地区部会では見守りについての意向を確認するために、自治会を通じて全戸アンケートを実施しました。写真は戻ってきたアンケート用紙で、約1600枚配布して、931枚を回収することができました。このアンケートにより「見守りを必要とする人」「見守り活動に協力できる人」をそれぞれ把握し、協力できる人には研修を行い、見守りを希望する人には『あんしんカード』を配布する予定です。



【助け合い】松波お助けマンクラブ

「松波にこここ町づくり」

松波町に住んでいる高齢者等の粗大ごみの搬出、家具の移動などちょっとした困りごとをお手伝いするのが町内自治会の有志で結成された松波お助けマンクラブです。この日の依頼は、窓ガラス・網戸の清掃でした。高圧洗浄機で窓の汚れを落とし、その後、拭き掃除をしていきます。

2階の窓など高いところでの作業は、高齢者が一人で行うのは困難であるため、お助けマンによる作業で綺麗になり依頼者も大変喜んでいました。このような「お助けマン活動」を通して、向こう三軒両隣の精神が醸成され、高齢者等が安心して暮らせる地域をめざしています。

